道の駅来夢とごうち玄関前スペース 出店者募集要項

（スモールビジネス 育成支援 制度）

１．趣旨（目的）

当道の駅では直近２年のPRが功を奏し町内外の注目を集めた結果、昨年は約15,000名の来場者増加に繋がりました。

その傾向は更に本年顕著になり、町内から「商売が成立する場所」として、町外からは「活気のある休憩場所」として認知されつつあります。

　当駅を管理する安芸太田町観光協会では、この様な上げ潮状況を確実に産業振興や地域振興そして何より新たなビジネスの育成に繋げるべく、本年度より戦略的展開を行います。

　その一環として、一定の条件のもと当駅玄関前を町内在住の「真のチャレンジャー」に開放し、ビジネスのノウハウと経験を積んで頂けるように制度整備を行いました。

　最後に、当駅玄関前が起業や新ビジネス展開の「ステップ」となることを心から願っております。

　多くの町民の皆様の申請をお待ちいたしております。

２．出店可能日時

・出店可能日：平成２５年７月１日（月）～ （12月31日・1月1日を除く）

・出店可能時間：午前９時～午後７時

・同一者の出店は連続３日以内の出店機会を１回とし、４月～翌年３月までで最高６回以内とする

３．場所

道の駅 来夢とごうち　安芸太田町大字上殿６３２－２

４．応募資格

出店を希望される方は、共に安芸太田町の産業経済や観光振興、そして道の駅を盛り上げるといった役割をご理解いただき、下記の条件を満たすことをご確認のうえ、ご応募ください。

・町内在住の方（半年以上町内に居住しており、今後もその予定の方）

**・既に起業をしているが、新たなビジネスモデル実験や新商品の試験販売をしてみたい方**

**・町内での起業を考えており、本格始動の前にノウハウと経験を獲得したい方**

・地域や近隣とのトラブルが無い方

・**当会が要請する顧客に対する安全対策を遵守できる方**

・該当する出店料を指定する期限までに支払うことができる方

・水、電気、ガスなどのインフラはありませんので、出店・営業・撤収において自己完結ができる方

・暴力団等の諸団体と全く関係せず、設備・備品、及び材料の仕入れや人員の手配等においても健全な方

　（一旦許可を出した場合でも、不実申請が発覚した場合、直ちに許可を取り消します）

・保健所の許可を受けた方（保健所の許可が受けられない場合は出店を取り消します）

・公益社団法人 日本食品衛生協会 で推奨している「食品衛生賠償共催」（WIDEタイプ／最短3カ月 1,050円）

　に申込みできる方（前日までに証書が用意できない場合は許可を取消しします）

・安芸太田町観光協会 が上記を踏まえて申請書を検討し、承認した方

（承認には最低１０日間必要ですので、余裕を持って申請をお願いします）

５．出展事業者販売品条件及び出店料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出店者種別 | 販売可能対象品 | 出店料／1日 |  |
| Ａ，グッズ系 | 手作り雑貨・わら細工・陶芸品・木工品・アンティーク雑貨・家具・リネン・オーガニックコットン手作り服・ガラス・アクセサリー・レザークラフト・彫金・手作りスタンプ・手作り 石鹸など | ２，１００円 | 1.8m×3.6mテント1張  1.8m×0.46m 長机1台  森林セラピーのぼり2本 |
| Ｂ，体験系 | 陶芸・木工・石けん作り・アクセサリー作りなど | ２，１００円 | 1.8m×3.6mテント1張  1.8m×0.46m 長机1台  森林セラピーのぼり2本 |
| Ｃ，グルメ系 | ○提供を認める食品の種類  食中毒の発生を可能な限り防止するため、次の条件を満たすものに限る。（保健所の許可は必須）  １　簡易な調理、加工のものに限る。  ２　提供前に十分加熱調理されるものに限る。  ３　その場で喫茶させる形態のものに限る。  ４　持ち帰りの形態は認めない。  ○提供を認めない食品の書類  １　弁当　２　おにぎり　３　生もの（さしみ、すし等）　４　生クリーム類　５　あん入りもち | ２，１００円 | 1.8m×3.6mテント1張  1.8m×0.46m 長机1台  森林セラピーのぼり2本 |

※上記以外の商品取り扱い希望の場合は、当会事務局にご確認ください。

６．応募方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、当実行委員会運営事務局に、持参か郵送、もしくはメール、FAXにて送付してください。

※申込用紙は道の駅来夢とごうち ほか、当会HPよりダウンロードできます。

７．出店者の決定及び通知

出店者の選考は、応募内容をもとに安芸太田町観光協会 理事にて行います。選考結果は申請から１０日後以降に許可可否を連絡します。 （余裕を持って申請をお願いします。余裕が無い場合は申請を受理しない場合があります）

※出店までの流れ（予定）

①グッズ系・体験系の場合

出　店

出店料入金

申請結果通知

申請審査

申込書受理

②グルメ系の場合

出　店

出店料入金

保健所申請

（各自）

申請結果通知

申請審査

申込書受理

８．注意事項

・当会事務局より精査、検討段階で質問の連絡をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

・出店位置については来場者の安全対策を最優先とし、当会にて決定いたします。

・納入された出店料は、雨天などの気候条件に関わりなく返還いたしませんので、ご了承ください。

・芸北地域保健所の定めるガイドラインにより食品の販売については取扱いできないものがありますので、ご注意ください。（臨時営業に対する注意事項をお読みください）

・アルコール類の販売は一切できません。万が一、販売した場合は直ちに出店をやめていただき、以降の申請を受

理しない等、厳重に対処します。

・油を使用する店舗につきましては、必ずブルーシートをテント内にひいて下さい。

・駐車場は道の駅パーク内駐車場（セブンイレブン裏手）を利用してください。

・玄関前は禁煙です。喫煙スペース以外での喫煙は遠慮して下さい。

・その他、当会の指示する事項を厳守してください。

・備品としてテント1張とテーブル1台を無料貸し出ししますが、破損の場合は弁償請求します。

・雨天対策などは各自お願いします。

・ごみは出店者持ち帰りとします。

・出店後の清掃は出店者の責任でお願いします。

・出店終了後、テント下の地面の汚れが酷い場合は別途清掃代を請求しますので、予めご了承ください。

・当会が出店内容を不適切とみなした場合には、出店中であっても中止していただきます。なお、その場合でも出

店料の返還はいたしません。

・出店準備は前日１９時以降、当日は７時から許可します。

・連続日数出店の場合は、営業終了後、防風対策（テントや備品が風で飛ばない様に）を施してください。

・ガスなどの持ち込みは許可しますが、発電機などの大型機械類は認めません。

・お客様に被害が生じた場合は出店者の自己責任で対応いただきます。

９．申込先・お問合せ

安芸太田町観光協会

事務局長 吉田 秀政

〒731-3664 安芸太田町大字上殿６３２－２

TEL：0826－28－1800　 FAX：0826－28－1843

HP：http://www.akioota-navi.jp/